

# 東京都公報

発行 東京都

## 目次

### 告示

### 公告

### 告示

- 保安林の皆伐面積の限度……………(産業労働局農林水産部森林課)……………一
- 都市計画の案に関する公聴会の開催……………(都市整備局都市づくり政策部都市計画課)……………一
- 開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………二
- 令和三年度職業訓練指導員試験の実施……………(産業労働局雇用就業部能力開発課)……………二
- 令和三年度技能検定の後期実施……………(同)……………五
- 都市計画事業の施行……………(建設局道路建設部管理課)……………六
- 令和三年一月十五日付東京都告示第二十八号……………七

条第三項の規定により次のとおり公表する。

令和三年九月一日

東京都知事 小池

百合子

保安林の種類

単位  
区域 同一単位とされる区域

皆伐面積の残存許容限度(ヘクタール)

水源涵養保安林

多摩川

青梅市及び西多摩郡奥多摩町の区域

六四六・七七

秋川

あきる野市並びに西多摩郡日の出町及び同郡檜原村の区域

二七二・〇八

浅川

八王子市の区域

七九・六八

土砂流出防備保安林

多摩川

青梅市及び西多摩郡奥多摩町の区域

四七・八三

秋川

あきる野市並びに西多摩郡日の出町及び同郡檜原村の区域

七・七五

浅川

八王子市及び町田市の区域

一五・八六

大島

神津島村の区域

〇・五〇

八丈島

八丈島八丈町の区域

八一・五四

計

一五三・四八

土砂崩壊防備保安林

秋川

あきる野市及び西多摩郡日の出町の区域

〇・五八

計

〇・五八

干害防備保安林

秋川

西多摩郡檜原村の区域

〇・七八

大島

大島町の区域

一・八六

八丈島

八丈島八丈町の区域

〇・四〇

計

小笠原 小笠原村の区域

八六・八八

落石防止保安林

秋川

西多摩郡日の出町の区域

八九・九二

計

〇・〇三

保健保安林

多摩川

青梅市及び西多摩郡奥多摩町の区域

一六・三八

秋川

あきる野市並びに西多摩郡日の出町及び同郡檜原村の区域

一七・九三

浅川

八王子市及び町田市の区域

六・五八

小笠原 小笠原村の区域

一九六・〇〇

計

二三六・八九

## 公告

都市計画の案に関する公聴会の開催について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項及び東京都都市計画公聴会規則(昭和四十四年東京都規則第四百十号。以下「規則」という。)第二条の規定に基づき、都市計画の案に関する公聴会を開催するので、規則第三条第一項の規定により、次のとおり公告する。

なお、当該都市計画の案に係る地域の住民その他の利害関係者で意見を有するものは、規則第四条第一項の規定により、公述を申し出ることができる。

令和三年九月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の案の内容及び対象区域

都市計画の案の内容 対 象 区 域

東京都市計画防災街区整 千代田区、中央区及び港区を  
備方針に関する都市計画 除く特別区  
変更の東京都原案

二 都市計画の案の縦覧場所及び公述申出書の配布場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京  
都庁第二本庁舎十二階北側)及び関係区都市計画主管課

三 都市計画の案の縦覧期間

公告の日から令和三年九月十五日(水曜日)まで

四 公聴会の開催日時及び場所

日時 令和三年十月十九日(火曜日)午後七時から及  
び同月二十日(水曜日)午後七時から

場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁議会議棟  
都民ホール

五 公述人の数及び公述時間

(一) 公述人の数の上限は、各回とも十人程度とする。

(二) 一人当たりの公述時間は、十分以内とする。

六 公述申出の方法等

(一) 公述申出の方法

公聴会において意見を述べようとする者は、公述申  
出書を令和三年九月一日(水曜日)から同月十五日  
(水曜日)まで(郵送等による場合は必着のこと。窓  
口に提出する場合は東京都の休日に関する条例(平成  
元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)に提  
出すること。

(二) 公述申出書の提出先

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(郵  
郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番  
一号 東京都庁第二本庁舎十二階北側)

七 公述人の選定

公述を申し出た者が多数あつた場合には、規則第五条  
第一項の規定に基づき公述人を選定し、その結果は、同  
条第三項の規定に基づき申出者に通知する。

八 傍聴の方法

傍聴を希望する者は、公聴会会場にて、先着順に入場  
できる。

九 公聴会に関する問合せ先

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(郵便  
番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号  
東京都庁第二本庁舎十二階北側 電話番号〇三(五三八  
八)三三三六

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一  
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、  
完了した。

令和三年九月一日

東京都多摩建築指導事務所長

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称 浅 井 勉  
住所及び氏名  
西東京市芝久保町三丁目二千 小平市鈴木町一丁目四百七  
百八番五十二 十二番地四十  
誠賀建設株式会社

代表取締役 加賀美 誠

小平市花小金井南町二丁目六  
十六番三及び同番五  
十号 埼玉県所沢市東住吉七番二  
十号 株式会社エステートコスモ  
代表取締役 小嶋 浩之

小平市花小金井南町二丁目六  
十八番二及び六十九番五  
番二号 新宿区西新宿一丁目二十六  
番二号 野村不動産株式会社  
代表取締役 松尾 大作

令和三年年度職業訓練指導員試験の実施について

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第  
三十条に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり実施す  
る。

令和三年九月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 試験を実施する職種

全職種

二 試験の科目

試験は、実技試験及び学科試験について行い、その科  
目は、次のとおりとする。

職種 実技試験  
の科目

学科試験の科目

全職種 なし

(理容科、美容科及び  
びレザ  
加工科を  
除く。)

指導方法(職業訓練原理、教科指  
導法、訓練生の心理、生活指導及び  
職業訓練関係法規。以下同じ。)

理容科 理容

一 指導方法

美容科 理容

二 関連学科

びレザ

1 系基礎学科

1 系基礎学科

<p>美容科 美容</p> <p>一 指導方法</p> <p>二 関連学科</p> <p>1 系基礎学科</p> <p>① 理容・美容技術概論(器具取扱い及び基礎技術)</p> <p>② 衛生管理(公衆衛生、環境衛生、感染症及び衛生管理技術)</p> <p>③ 保健(人体(頭部・顔部・頸部)の構造や機能及び皮膚</p>	<p>① 理容・美容技術概論(器具取扱い及び基礎技術)</p> <p>② 衛生管理(公衆衛生、環境衛生、感染症及び衛生管理技術)</p> <p>③ 保健(人体(頭部・顔部・頸部)の構造や機能及び皮膚や皮膚付属器官の構造・機能・保健衛生・疾患)</p> <p>④ 化粧品化学</p> <p>⑤ 運営管理(経営・労務管理及び接客法)</p> <p>⑥ 安全衛生(産業安全、労働衛生、労働災害及び関係法規)</p> <p>2 専攻学科</p> <p>理容理論(文化論、理容技術理論及び関係法規・制度)</p>
<p>① 皮革製品知識(皮革製品の歴史及びマーケティング論)</p> <p>② 材料(皮革、皮革製品用材料及びなめし加工法)</p> <p>③ 工作法(裁断法、すき加工法及び縫製法)</p> <p>④ デザイン(商品企画及び革製品のデザイン)</p> <p>⑤ 安全衛生(安全管理及び衛生管理)</p> <p>2 専攻学科</p> <p>製造法(製靴法、製靴機械、革製品製造法、革加工機械、装飾法及び付属革小物製作法)</p>	<p>や皮膚付属器官の構造・機能・保健衛生・疾患)</p> <p>④ 化粧品化学</p> <p>⑤ 運営管理(経営・労務管理及び接客法)</p> <p>⑥ 安全衛生(産業安全、労働衛生、労働災害及び関係法規)</p> <p>2 専攻学科</p> <p>美容理論(文化論、美容技術理論及び関係法規・制度)</p> <p>レザード加工靴製造及び靴製造</p> <p>二 関連学科</p> <p>1 系基礎学科</p>
<p>五 試験日時及び場所</p> <p>(一) 実技試験</p> <p>理容科及び美容科 令和四年一月十八日(火曜日) 午後一時四十五分から</p>	<p>三 実技試験及び学科試験の免除</p> <p>職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第四十六条及び附則第十条の規定に該当する者は、実技試験及び学科試験の一部又は全部の免除を受けることができる。</p> <p>四 受験資格</p> <p>(一) 次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができる。</p> <p>(1) 職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定に合格した者</p> <p>(2) 職業能力開発促進法施行規則第四十五条の二第二項及び第三項に規定する者</p> <p>(3) 昭和四十五年労働省告示第十七号(職業訓練指導員試験の受験資格)に規定する者</p> <p>(二) 指導方法のみを受験する者は、(一)の規定に加え、次に該当する者とする。</p> <p>職業能力開発促進法施行規則第四十六条により、実技試験及び学科試験のうち関連学科の全部が免除される者</p> <p>(三) (一)及び(二)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。</p> <p>(1) 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>(2) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者</p>

レザ加工科

東京都立中央・城北職業能力開発センター板橋校人材育成プラザ

令和四年一月九日(日曜日)午後一時三十分から

東京都立城東職業能力開発センター台東分校

(二) 学科試験

指導方法

令和四年一月十五日(土曜日)午前十時から  
東京工科大学蒲田キャンパス三号館(大田区西蒲田五丁目二十三番二十二号)

系基礎学科(理容科・美容科)

令和四年一月十八日(火曜日)午前十時から  
東京都立中央・城北職業能力開発センター板橋校人材育成プラザ

系基礎学科(レザ加工科)

令和四年一月九日(日曜日)午前十時から  
東京都立城東職業能力開発センター台東分校

専攻学科(理容科・美容科)

令和四年一月十八日(火曜日)午前十一時三十分から  
東京都立中央・城北職業能力開発センター板橋校人材育成プラザ

専攻学科(レザ加工科)

令和四年一月九日(日曜日)午前十一時十五分から  
東京都立城東職業能力開発センター台東分校

六 受験申請の手続

(一) 提出書類

(1) 職業訓練指導員試験受験申請書、写真二枚(縦四センチメートル、横三センチメートル、申請前六箇

月以内に撮影した正面、上半身、無帽のもの)、身分証明書の写し及び受験資格を証明する書類(卒業証明書若しくは修了証明書、各種免許証の写し若しくは合格証明書又は実務経歴証明書)

(2) 実技試験及び学科試験の全部又は一部の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書類

(二) 提出書類の受付期間

郵送又は電子申請による提出書類のみ受け付ける。  
令和三年十月二十日(水曜日)から同月二十六日(火曜日)(当日消印有効)まで

(三) 郵送方法及び郵送場所

次の宛先に簡易書留で郵送すること。  
郵便番号一六三・一八〇〇一  
新宿区西新宿二丁目八番一号東京都庁第一本庁舎  
東京都産業労働局雇用就業部能力開発課技能評価担当

当

(四) 受験手数料

(1) 受験手数料は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、実技試験又は学科試験の一部免除を受けることが出来る者にあつては、受験に係る額とする。

ア 実技試験

理容科

一万五千八百円

美容科

一万五千八百円

レザ加工科

一万五千八百円

イ 学科試験

全職種

三千百円

(2) 実技試験及び学科試験の全部の免除を受けることができる者にあつては、次に掲げる額とする。

試験免除資格審査

二千円

(五) 受験票

令和三年十二月中旬頃までに郵送する。

(六) その他

受験申請書用紙及び受験案内は、東京都産業労働局雇用就業部能力開発課において配布する。  
なお、郵便で請求する場合は、返信用封筒(日本産業規格A列四番の大きさの書類が入るもので、その表に送り先を明記し、百四十円分の郵便切手を貼り付けたもの)を同封すること。

七 合否判定の基準

(一) 実技試験並びに学科試験の指導方法、系基礎学科及び専攻学科の全てについて、満点の六割以上の得点があり、かつ、学科試験のうち系基礎学科及び専攻学科の科目全てについて満点の五割以上の得点がある場合は、合格とする。

(二) 実技試験について満点の六割以上の得点がある場合は、(一)に該当する場合を除く。(三)は、実技試験に限り合格とする。

(三) 学科試験のうち指導方法について満点の六割以上の得点がある場合(一)に該当する場合を除く。(三)は、指導方法に限り合格とする。

(四) 学科試験のうち系基礎学科又は専攻学科について満点の六割以上の得点があり、かつ、当該学科の科目の全てについて満点の五割以上の得点がある場合(一)に該当する場合を除く。(三)は、当該学科試験に限り合格とする。

八 合格発表及び合否の通知

合格者は、令和四年二月十六日(水曜日)に東京都ホームページ内、TOKYOはたらくネット(<https://www.hatarakunet.tokyo.jp/>)に掲載する。  
また、受験者全員に試験結果通知書を郵送する。

九 その他

詳細は、受験案内及び東京都ホームページ内、TOKYOはたらくネットに掲載する。

十 問合せ先

東京都産業労働局雇用就業部能力開発課  
電話〇三(五三二〇)四七一七

令和三年度技能検定後期実施について

職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第六十六条第三項の規定に基づき、令和三年度技能検定後期実施について、次のとおり公告する。

令和三年九月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 受検資格

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第四十五条に定める者

二 日程、職種、場所等

技能検定は、次に掲げる職種について、実技試験及び学科試験によって行う。

(一) 実施期日及び実施職種

ア 実技試験

次のイで定める職種について、令和三年十二月三日(金曜日)から令和四年二月十三日(日曜日)までの間において東京都職業能力開発協会が指定する

日

イ 学科試験

令和四年一月二十三日(日曜日)に実施する職種

一級及び二級

機械検査、電気機器組立て(シーケンス制御に係るものに限る。)、婦人子供服製造(婦人子供既製服パターンメイキング及び婦人子供既製服縫製に係るものに限る。)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、配管(建築配管に係るものに限る。)、型枠施工及びガラス施工

三級

配管(建築配管に係るものに限る。)、及び型枠施工

令和四年一月三十日(日曜日)に実施する職種

特級

鑄造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

一級及び二級

さく井、金型製作(プレス金型製作に係るものに限る。)、工場板金(機械板金及び数値制御タレットパンチプレス板金に係るものに限る。)、自動販売機調整、鉄道車両製造・整備(走行装置整備及び鉄道車両点検・調整に係るものに限る。)、時計修理、油圧装置調整、冷凍空気調和機器施工、和裁、寝具製作、強化プラスチック成形(エポキシ樹脂積層防食及びビニルエステル樹脂積層防食に係るものに限る。)、パン製造、水産練り製品製造、厨房設備施工、防水施工(塩化ビニル系シート防水工事及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事に係るものに限る。)、カーテンウォール施工、機械・プラント製図(機械製図手書き及び機械製図CADに係るものに限る。)、及び印章彫刻(木口彫刻に係るものに限る。)

るものに限る。)、パン製造、水産練り製品製造、厨房設備施工、防水施工(塩化ビニル系シート防水工事及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事に係るものに限る。)、カーテンウォール施工、機械・プラント製図(機械製図手書き及び機械製図CADに係るものに限る。)、及び印章彫刻(木口彫刻に係るものに限る。)

時計修理、冷凍空気調和機器施工、和裁、家具製作(家具手加工に係るものに限る。)、機械・プラント製図(機械製図手書き及び機械製図CADに係るものに限る。)、及び貴金属装身具製作

三級

時計修理、冷凍空気調和機器施工、和裁、家具製作(家具手加工に係るものに限る。)、機械・プラント製図(機械製図手書き及び機械製図CADに係るものに限る。)、及び貴金属装身具製作

単一等級

製麺(機械生麺製造に係るものに限る。)、及びバルコニー施工

令和四年二月二日(水曜日)に実施する職種

一級及び二級

金属ばね製造、ロープ加工、半導体製品製造、プリント配線板製造、光学機器製造(光学機器組立てに係るものに限る。)、空気圧装置組立て、帆布製品製造、プリプレス、菓子製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工、自動ドア施工、電気製図、広告美術仕上げ(広告面粘着シート仕上げに係るものに限る。)、及び工業包装

令和四年二月六日(日曜日)に実施する職種

一級及び二級

金属ばね製造、ロープ加工、半導体製品製造、プリント配線板製造、光学機器製造(光学機器組立てに係るものに限る。)、空気圧装置組立て、帆布製品製造、プリプレス、菓子製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工、自動ドア施工、電気製図、広告美術仕上げ(広告面粘着シート仕上げに係るものに限る。)、及び工業包装

三級

機械加工(普通旋盤に係るものに限る。)、機械検査、プリント配線板製造(プリント配線板設計に係るものに限る。)、プラスチック

ク成形(射出成形に係るものに限る。)、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、テクニカルイラストレーション(テクニカルイラストレーションCADに係るものに限る。)、電気製図、広告美術仕上げ(広告面粘着シート仕上げに係るものに限る。)、及び写真

(二) 実施場所

東京都職業能力開発協会が指定する場所

(三) 実技試験問題の公表

令和三年十一月二十六日(金曜日)に東京都職業能力開発協会で行う。ただし、一部の職種に係る問題の全部又は一部については行わない。

三 受検申請の手続

(一) 提出書類

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

及び身分証明書の写し

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書面

(二) 提出書類の受付期間

郵送による提出書類のみ受け付ける。

令和三年十月四日(月曜日)から同月十五日(金曜日)

日(当日消印有効)まで

(三) 郵送方法及び郵送場所

次の宛先に必ず簡易書留で郵送すること。

郵便番号一〇一―八五二七

千代田区内神田一丁目一番五号東京都産業労働局神

田庁舎五階 東京都職業能力開発協会業務課

(四) 受検申請に関する注意事項

ア 申請書及び受検案内は、東京都職業能力開発協会

で配布する。

イ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格のある者は、二(一)に掲げる検定職種でない職種についても受検申請することができる。

四 手数料及び納付方法

(一) 手数料

ア 手数料は、次に掲げる額の合計額とする。

実技試験 二級 全ての 一万八千二百円

及び 三級 申請者

以外

の級

二級 全ての 一万八千二百円(三十五歳未満の者が受検する場合には、九千二百円)

三級 在校生

一万二千二百円(三十五歳未満の者が受検する場合には、三千

百円)

在校中 一万八千二百円(三十五歳未満の者が受検する場合には、九千二百円)

以外

学科試験 各級 全ての 三千百円

申請者

イ アにかかわらず、実技試験及び学科試験の全部の免除を受けることができる者については、次に掲げる額とする。

試験免除資格審査 二千円

納付方法

実技試験及び学科試験の手数料は、令和三年十一月

上旬頃までに東京都職業能力開発協会から郵送される請求書に基づき、振込みにより納付するものとする。

また、納付した手数料は、原則として、申請の取消し、試験の欠席等の理由があっても返還しない。

五 合格発表

(一) 合格通知

技能検定合格者には東京都産業労働局雇用就業能力開発課から、実技試験又は学科試験のみの合格者には東京都職業能力開発協会から通知する。

(二) 合格者の発表等

技能検定合格者は、令和四年三月十一日(金曜日)に、東京都ホームページ内、TOKYOはたらくネット(<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/>)に掲載する。

なお、特級、一級及び単一等級の職種の技能検定合格者には厚生労働大臣名、二級及び三級の職種の技能検定合格者には東京都知事名の合格証書を交付する。

六 その他

申請方法、手数料の納付方法等の詳細については、次へ照会すること。

東京都職業能力開発協会 千代田区内神田一丁目一番

五号東京都産業労働局神田庁舎五階 電話〇三(六六三

一) 六〇五二

東京都産業労働局雇用就業能力開発課 新宿区西新

宿二丁目八番一号 電話〇三(五三二〇) 四七二七

都市計画道路事業の施行について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六条の規

定により、次のとおり公告する。

令和三年九月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画事業の  
種類及び名称  
別表のとおり

二 施行者の名称  
東京都

三 事務所の所在地  
新宿区西新宿二丁目八番一号

四 事業地の所在  
別表のとおり

別表

都市計画事業の  
種類及び名称

事業地の所在

事業認可  
の告示  
務所  
所管事

多摩都市計画道

稲城市東長沼、百  
令和三  
南多摩

路事業三・一・  
六号南多摩尾根

村、長峰一丁目、  
七月三十  
東部建

幹線

長峰三丁目、坂浜  
日関東地  
設事務

及び若葉台四丁目

方整備局  
所

並びに多摩市連光

告示第二  
百三十三

寺六丁目及び聖ヶ

号

丘五丁目地内

正 誤

○令和三年一月十五日付東京都告示第二十八号

ページ一段一行一 誤 一 正

三 下 後から  
一一二

四一九五番一・  
四一九六番一  
(以上二筆につ  
いて、次の図に  
示す部分に限  
る。)及び四一  
九五番二  
四一九五番一、  
同番二及び四一  
九六番一(次の  
図に示す部分に  
限る。)

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 ○三(五三二)一(一)一(代)  
 郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)  
 三〇円

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山二丁目十三番七号  
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)  
 郵便番号  
 113-0001

